

公営企業会計システム更新業務に係る選定審査要領

公営企業会計システム更新業務に係る選定審査は、平戸市職員で構成した選定委員会において、次の要領に基づいて行う。

1. 選定

提案者から提出された提案書等、概算費用見積書及び関係書類に基づき、別添「公営企業会計システム更新業務 事業者選定基準」の項目について選定する。

2. 優先交渉権者および次点交渉権者の選定

(1) 選定委員が審査項目ごとに評価、採点したものを合計した総合点を算出し、最高点を得た提案者を優先交渉権者として決定する。

なお、次に評価点の高い提案者を次点交渉権者として決定する。

(2) 同点が複数の場合は、選定委員による総合評価により決定する。

3. 審査結果の通知および選定に関する問い合わせ

(1) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

(2) 獲得点数については、「公営企業会計システム更新業務 事業者選定基準」の「4. 審査項目及び配点」の表の審査項目毎の点数及び総合点を公表する。
ただし、選定委員毎の採点は非公開とする。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。